

議員提出議案第1号

みよし市議会基本条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年3月2日提出

提出者 阿部憲明

賛成者 塚本直樹

賛成者 塚本克彦

賛成者 水谷正邦

賛成者 加藤孝久

賛成者 渡邊郁夫

賛成者 富田正

賛成者 牧田充生

説明

この案を提出するのは、議決の公表及び議員討議会の開催を明確にするため必要があるからである。

みよし市議会基本条例の一部を改正する条例

みよし市議会基本条例（平成26年みよし市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市議会議員」を「議員」に改める。

第9条に次の1項を加える。

2 議会は、議決結果の公表を行います。

第13条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 議会は、議員相互の自由闊達な討議を通して意見の調整を行うため、議員討議会を開催します。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みよし市議会基本条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市政の情報公開による透明性と市民参加を原則とした、自主自立の地方分権時代にふさわしい市民に身近な議会及び<u>議員</u>の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定め、市政の進展及び福祉の向上を図ることにより、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とします。</p> <p>(議決の責任)</p> <p>第9条 略</p> <p><u>2 議会は、議決結果の公表を行います。</u></p> <p>(議会運営の原則)</p> <p>第13条 1及び2 略</p> <p><u>3 議会は、議員相互の自由闊達な討議を通して意見の調整を行うため、議員討議会を開催します。</u></p> <p><u>4 略</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市政の情報公開による透明性と市民参加を原則とした、自主自立の地方分権時代にふさわしい市民に身近な議会及び<u>市議会議員</u>の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定め、市政の進展及び福祉の向上を図ることにより、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とします。</p> <p>(議決の責任)</p> <p>第9条 略</p> <p>(議会運営の原則)</p> <p>第13条 1及び2 略</p> <p><u>3 略</u></p>